

第三期中期目標・中期計画の策定に係る評価委員会の開催について

1 概要

現行の中期目標・計画が、平成28年度末をもって終了するため、第三期中期目標・計画（平成29～34年度）等を策定する必要がある。

については、地方独立行政法人法の規定により、評価委員会に意見聴取する事項があるため、評価委員会を開催するもの。

○ 意見聴取事項

- ・ 「見直し方針」に対する意見聴取（法第31条第2項）
- ・ 「中期目標」に対する意見聴取（法第25条第3項）
- ・ 「中期計画」に対する意見聴取（法第26条第3項）

「見直し方針」の策定について

- ・ 法第31条第1項の規定により、これまでの業務実績等を踏まえ、業務継続の必要性、組織の在り方その他その組織及び業務全般について、「見直し方針」を策定するもの。
- ・ 先行する国立大学法人等の例にならい、第三期中期目標・計画期間の前年度までに、「見直し方針」を策定し、評価委員会から意見を聴取するもの。
- ・ 評価委員会の意見を受けた「見直し方針」を反映し、第三期中期目標・計画を策定するもの。

2 スケジュール（案）

- 平成27年度 2回程度追加
- 平成28年度 9回程度（例年の業務実績評価等含む）

第三期中期目標・中期計画策定に係る評価委員会スケジュール(案)

年度	日程	議題
27	H27.12月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第5回 評価委員会</div> <ul style="list-style-type: none"> 第三期中期目標策定に向けた「北九州市立大学の抱える課題」に対する意見交換
	H28.1月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第6回 評価委員会</div> <ul style="list-style-type: none"> 第二期中期目標期間終了時における組織及び業務全般の「見直し方針」(案)に対する意見交換
28	H28.4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第1回 評価委員会</div> <ul style="list-style-type: none"> 第二期中期目標期間終了時における組織及び業務全般の「見直し方針」(案)に対する「評価委員会意見書」の決定
	H28.5月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第2回 評価委員会</div> <ul style="list-style-type: none"> 第三期中期目標(案)に対する意見交換
	H28.6月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第3回 評価委員会</div> <ul style="list-style-type: none"> 第三期中期目標(案)に対する「評価委員会意見書」の決定
	H28.7～8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第4～7回 評価委員会</div> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度業務実績評価 剰余金、財務諸表等 意見聴取 第三期中期目標(案)の報告(第7回)
	H28.9月	< 第三期中期目標(案)議会上程 >
	H28.11～12月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第8回 評価委員会</div> <ul style="list-style-type: none"> 第三期中期目標の報告 第三期中期計画(案)に対する意見交換
	H29.1月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第9回 評価委員会</div> <ul style="list-style-type: none"> 第三期中期計画(案)に対する「評価委員会意見書」の決定
	H29.2月	< 市による第三期中期計画認可 >

○地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間※において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

※第78条第1項により、大学に関しては「6年間」とされている。

（中期計画）

第26条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 略

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4～5 略

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第三十条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 略

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十一条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。